

**第48回全日本ショートトラックスピードスケート選手権大会
要 項**

2025年9月18日
2025年9月20日修正

1.主催

公益財団法人日本スケート連盟(以下、「本連盟」という。)

2.後援

東京都、東京都教育委員会、公益財団法人東京都スポーツ協会

3.主管

一般社団法人東京都スケート連盟

4.会場

東京辰巳アイスアリーナ

東京都江東区辰巳二丁目8番10号 TEL:03-5534-5752

※競技会場には、本競技会に関する問い合わせを一切しないこと。

5.競技距離

女子 500m 1000m 1500m

男子 500m 1000m 1500m

6.日程

2025年12月12日(金)

代表者会議 18:00 東京辰巳アイスアリーナ 会議室5

2025年12月13日(土)

開会宣言 9:55

競技開始 10:00 女子1500m 男子1500m 準々決勝

女子 500m 男子 500m 予選

14:00 女子1500m 男子1500m 準決勝・決勝

女子 500m 男子 500m 準々決勝・準決勝・決勝

(終了予定 17:30)

2025年12月14日(日)

競技開始 10:00 女子1000m 男子1000m

(終了予定 13:40)

閉会式 15:00(予定)

7.競技方法

(1) 国際スケート連盟(以下、「ISU」という。)及び本連盟規則、並びに本大会要項による距離別競技とする。

(2) トラックは標準ショートトラックとする。

(3) 各距離ともエリミネーション方式とする。各ラウンドの抽選とシード順は、ISU規則第291条8項g)及び第293条を適用する。

(4) シーディングリストの編成

ア) 各距離とも最初のラウンドはエントリーされた者を、今年度の2025/26 ISUショートトラックワールドツアーアー第1戦から第4戦、並びに、2025/26 ISUジュニアワールドカップショートトラック第1戦・第2戦へ派遣された者は、今年度の全日本ショートトラックスピードスケート距離別選手権大会の距離別順位に従って順位づける。

イ) 他の者は、今年度の全日本選抜ショートトラックスピードスケート選手権大会の距離別順位に従ってア)に続く。

(5) 各距離とも決勝レースは決勝A及び決勝Bとする。

(6) 各距離の順位はISU規則第297条1項及び2項に従って決定する。

8. 表彰

- (1) 女子・男子とも、3距離に出場し、その合計得点最高位者に最優秀選手賞(トロフィー)を授与する。(同点の場合は最高得点を比較する。さらに同点の場合は1500mの距離別順位の上位者とする)
- (2) 各距離1位から3位までの者に賞状及びメダルを授与する。

9. 参加資格

- (1) 今年度の本連盟登録競技者であって、次の各号いずれかに該当する男女各35名を参加有資格者とし、男女とも各8名の予備リスト者を置く。
 - ア) 2025/26 ISUショートトラックワールドツアード第1戦から第4戦へ派遣された代表選手
 - イ) 2025/26 ISUジュニアワールドカップショートトラック第1戦および第2戦へ派遣された代表選手
 - ウ) 今年度の全日本選抜ショートトラックスピードスケート選手権大会の総合成績の上位者
- (2) 予備リスト者(参加申込をしている者に限る)にあっては、参加申込締切時に参加有資格者の参加申込に欠員が出た場合に限りその優先順に従って繰り上げられるものとし以後の繰り上げはしない。
- (3) 本連盟スピード部委員会が特に認めた者。この場合は、前記(1)とは別の参加枠とする。

10. 参加申込

- (1) 参加有資格者及び予備リスト者にあってはJSFマイページ(<https://www.skatingjapan.jp/mypage/>)の競技会参加申込サイト(以下、「申込サイト」という。)で申込むこと。
 - ア) 参加申込に際しては参加申込者のメールアドレスを入力し、参加申込完了直後にサイトから自動送付される参加申込受理通知(以下、「受理通知」という。)を受け取ること。この場合、受理通知は参加申込にかかる疑義が生じた際確認するため代表者会議が終了するまで保存しておくこと。
 - イ) 参加申込にかかる疑義で受理通知が確認できない場合は、参加申込締切時の参加申込状況により以後の処理を行うものとする。
 - ウ) 参加申込締切前に参加申込の内容修正又は取り消しを行う場合は申込サイトで行うこと。この場合、前記(1)ア)同様に受理通知を受け取ること。(申込サイトへのログインは、参加申込締切日の正午までとする。)
 - エ) 予備リスト者の参加申込は繰り上げられた者のみ有効なものとする。この場合、参加申込状況を公表することにより当該参加申込が有効であるか否かが決定されたものとし当該者への通知はしない。
 - オ) 参加申込締切後に参加を取り消す者は大会事務局へ必ず棄権届書(本連盟ウェブサイトからダウンロードすること)を提出すること。
 - カ) 大会事務局

第48回全日本ショートトラックスピードスケート選手権大会事務局

〒202-0021 東京都西東京市東伏見3-1-25 DyDoアイスアリーナ内 (一社)東京都スケート連盟気付

E-mail:torenspeed@gmail.com FAX:042-465-1221

本連盟事務局

公益財団法人日本スケート連盟

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

TEL: 03-5843-0415 FAX: 03-5843-0416 E-mail:jsf@skatingjapan.or.jp

キ) 参加申込状況は、参加申込締切後に本連盟ウェブサイトに公開する。

- (2) 参加申込料は参加申込者名の銀行振込で支払う(銀行振込に限る)ものとし、振込手数料は申込者の負担とする。予備リスト者は繰り上げが決定してから参加申込料を銀行振込み(12月2日(火)迄)で支払う。ただし、複数の申込者の参加申込料を一括して納める場合は参加申込料振込明細書(本連盟ウェブサイトからダウンロードすること)を大会事務局へ送付すること。

ア) 参加申込料 1名につき 10,000円

イ) 振込先

金融機関名:きらぼし銀行 東伏見支店(店番072)

口座番号:普通 5040477

名義:一般社団法人東京都スケート連盟

ウ) 参加申込料は、参加申込締切日の2025年11月26日(水)までに振り込むこと。

- エ) 参加申込締切後はいかなる場合も納められた参加申込料は返還しない。ただし、本連盟が特に認めた者はこの限りではない。
- オ) 前記(2)エ)ただし書きに該当する者の支払われた参加申込料は銀行振込により返還するものとする。この場合、振込手数料は主催者の負担とする。
- (3) 申込締切 **2025年11月26日(水)正午** ※受付開始 2025年10月27(月)
- (4) 参加申込にかかる添付書類
- 中学生にあっては、サイトから出力した参加申込書(副)の親権者署名欄に親権者が**自署した参加承諾書の原本**を代表者会議までに大会事務局へ提出すること。
- (5) 参加申込が遅延した者(申込締切までに参加申込料が納められていない者を含む)又は参加申込書が不完全な者は本競技会への参加を認めない。
- (6) 参加申込にかかる個人情報は、個人情報の保護に関する法律・関連法令を遵守し競技運営以外の目的には使用しない。

11.宿泊

各自で手配すること。

12.その他

- (1) 本競技会中(6.の全日程中)の事故等については応急処置のみとし責任は負わない。
- (2) 参加者はスポーツ傷害保険等に必ず加入していること。
- (3) 安全装具については以下の通りとする。
- ア) 全身カットレジスタンススーツの着用を推奨する。
- イ) カットレジスタンススーツを着用していない者は、ネックプロテクションを必ず装着すること。
- ウ) 耐切創性の手袋又はミットを着用。これについては白色を推奨する。
- エ) 防護メガネの着用を推奨する。
- (4) ブレードチェックはヒートボックス前で行う。
- (5) 有料練習は次のとおりとする。
- ア) 日程は、本連盟ウェブサイトに掲載する。(後日)
- イ) 滑走料 1名につき1,000円／回
- (6) 本競技会は、以下の競技会の派遣選手を選考する最終選考競技会である。
- ・第25回オリンピック冬季競技大会(2026/ミラノ・コルティナダンペッソ)
- ・2026 ISU世界ショートトラックスピードスケート選手権大会
- (7) 2026年度、第37回全日本ショートトラックスピードスケート距離別選手権大会の参加有資格者を、別紙選考基準に従って選出する。
- (8) ドーピング検査について
- ア) 本競技会は、日本アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング・コントロール対象大会である。
- イ) 本競技会参加者(18歳未満の競技者を含む。以下同じ)は、競技会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程に従い、ドーピング・コントロール手続の対象となることに同意したものとみなす。18歳未満の競技者については、本競技会への参加により親権者の同意を得たものとみなす。
- ウ) 本競技会に参加する18歳未満の競技者は、親権者の署名した同意書を大会に持参し携帯すること。親権者の同意書フォームは、日本アンチ・ドーピング機構(JADA)のウェブサイト(<https://www.playtruejapan.org/jada/u18.html>)もしくは本連盟ウェブサイトイベントページよりダウンロードできる。18歳未満の競技者はドーピング検査の対象となつた際に、親権者の署名が記載された当該同意書を担当検査員に提出すること。なお、親権者の同意書の提出は18歳未満時に1回のみで、当該同意書の提出後に再びドーピング検査の対象となつた場合は、すでに提出済みであることをドーピング検査時に申し出ること。ドーピング検査会場において親権者の同意書の提出ができない場合、検査後7日以内にJADA事務局へ郵送にて提出すること。親権者の同意書の提出がなかった場合でも、ドーピング・コントロール手続に一切影響がないものとする。
- エ) 本競技会参加者は、本競技会において行われるドーピング検査(尿・血液等検体の種類を問わず)を拒否又は回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続を完了することができなかつた場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性がある。アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意すること。

- 才) 競技会・競技会外検査問わず、血液検査の対象となった競技者は、採血のため、競技/運動終了後2時間の安静が必要となるので留意すること。
- カ) 日本アンチ・ドーピング規程の詳細内容およびドーピング検査については、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構のウェブサイト(<http://www.playtruejapan.org>)にて確認すること。